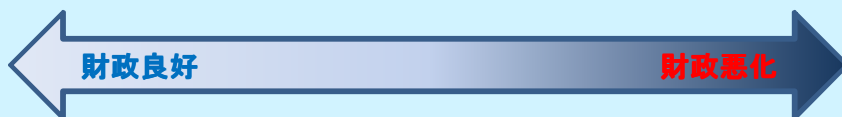


1 健全化判断比率



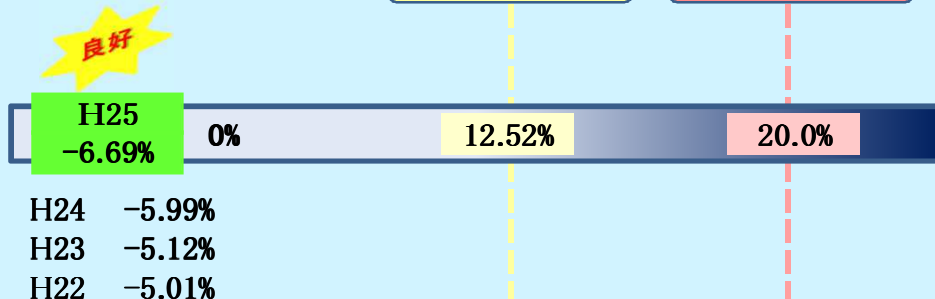
■ 健全化判断比率

早期健全化基準

財政再生基準

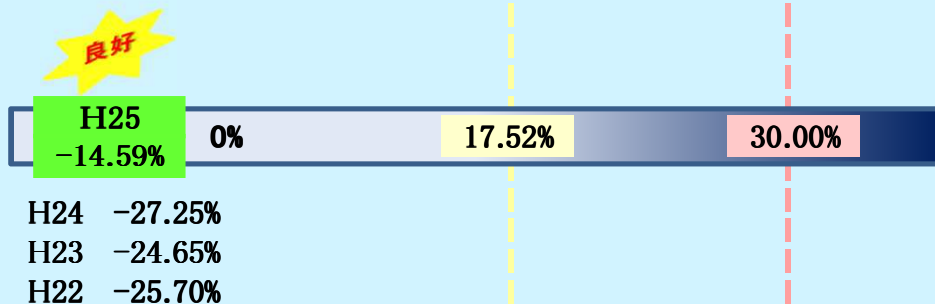
① 実質赤字比率

普通会計(一般会計+土地取得特別会計)を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率



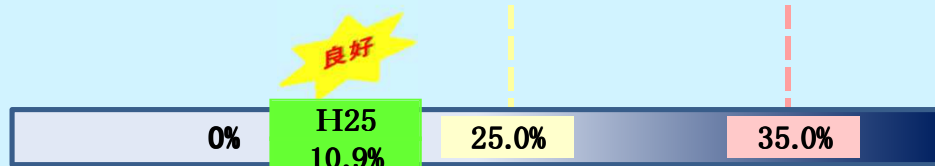
② 連結実質赤字比率

特別会計・企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率



③ 実質公債費比率

一般会計が負担する借入金返済額(企業会計分や組合会計分を含む)の標準財政規模に対する比率



3カ年平均比率

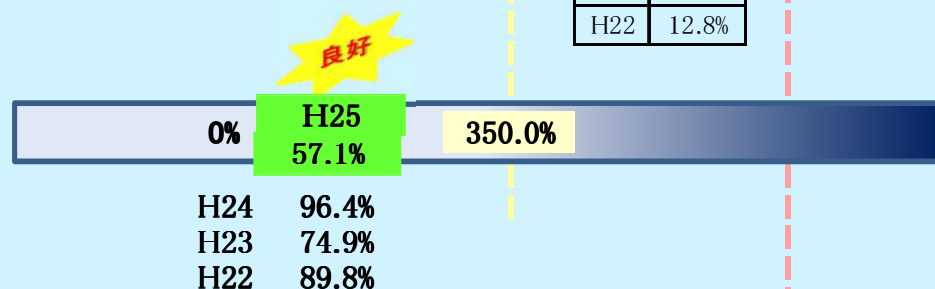
H24	12.3%
H23	12.9%
H22	13.5%

単年度比率

H25	8.7%
H24	11.4%
H23	12.5%
H22	12.8%

④ 将来負担比率

一般会計が将来負担すべき実質的な負債(企業会計、組合会計、公社などを含む)の標準財政規模に対する比率



2 資金不足比率

各公営企業会計での事業規模に対する資金不足額の割合

会計名	⑤資金不足比率(%)	経営健全化基準	事業規模(千円)
水道事業会計	—	20%	1,413,129
病院事業会計(聖隷袋井市民病院)	—		204,231
公共下水道事業会計	—		307,791
農業集落排水事業特別会計	—		2,506

※資金不足額がないため、資金不足比率は「—」で表示しています。

平成 25 年度決算 健全化判断比率及び資金不足率の概要について

平成 25 年度決算における本市の『健全化判断比率（①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率）』については、全ての比率が早期健全化基準を下回っており、財政状況は健全であるといえる。

また、公営企業会計における『資金不足比率』においても、資金不足が生じている会計はなかった。

【実質赤字比率】 なし (H24:なし)

普通会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模（19,551,225 千円）に対する比率であり、1,309,041 千円の実質黒字であるため、当該比率は「なし」となる。

※標準財政規模：地方公共団体が標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模。

【連結実質赤字比率】 なし (H24:なし)

全ての会計（普通会計、特別会計、公営企業会計）を対象とした実質赤字額または資金不足額の標準財政規模（19,551,225 千円）に対する比率であり、全ての会計を合わせて 2,853,815 千円（普通会計：1,309,041 千円、特別会計：297,483 千円、公営企業会計：1,247,291 千円）の実質黒字であるため、当該比率は「なし」となる。

【実質公債費比率（3か年平均）】 10.9% (H24:12.3%)

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模（19,551,225 千円）に対する比率であり、3か年平均が 10.9%（単年度では 8.7%）となり、早期健全化基準 25.0%を下回った。

昨年度と比較して、1.4 ポイント改善（単年度では 2.7 ポイント改善）したが、これは、一般会計の地方債残高の減少による元利償還金の減（前年度比 173 百万円減）や旧袋井市民病院の地方債の清算（繰上償還）、一部事務組合の地方債残高の減少などによる準元利償還金の減（前年度比 135 百万円減）、及び、比率の分母となる標準財政規模が増加（前年度比 284 百万円増）したこと等によるものである。

※準元利償還金：普通会計から特別会計への繰出金のうち、地方債の償還に充てられたものや、一部事務組合への負担金補助金のうち組合が起こした地方債の償還に充てられたもの。

【将来負担比率】 57.1% (H24:96.4%)

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模（19,551,225 千円）に対する比率であり、本年度は 57.1%で、早期健全化基準 350.0%を大きく下回った。

昨年度と比較して、39.3 ポイント改善したが、これは、中東遠総合医療センターが開院したことに伴い、医業収入が発生し、袋井市の負担見込額が減少（3,354 百万円減）したことや、基準財政需要額算入率の高い臨時財政対策債や合併特例債の比率が高まり、分子から控除される基準財政需要額算入見込額が増加（前年度比 1,260 百万円増）したこと、新たな基金造成により基金積立額が増加（前年度比 1,463 百万円増）したこと、及び、分母となる標準財政規模が増加（前年度比 284 百万円増）したこと等があげられる。

【資金不足比率（公営企業会計）】 なし（H24:なし）

資金不足比率は、各公営企業の資金不足額の事業規模に対する比率であり、本市では、①水道事業会計、②病院事業会計（市民病院）、③公共下水道事業特別会計、④農業集落排水事業特別会計の4会計が対象となるが、全ての会計において資金不足額はなかったことから、当該比率は「なし」となる。